

商工会議所貿易関係証明申請事務マニュアル 一部改訂について

関税法施行規則における条番号の一部変更およびシンガポール税関における HS コードの一部変更に伴い、この度、商工会議所貿易関係証明申請事務マニュアルを一部改訂いたします。

改定内容につきましては、以下をご参照ください。

<商工会議所貿易関係証明申請事務マニュアル 変更箇所>

1. 関税法施行規則改正に伴う改訂

ページ	現行	改定後
67	関税法施行規則 第1条の <u>5</u> 第1条の <u>6</u>	関税法施行規則 第1条の <u>6</u> 第1条の <u>7</u>
70	(完全に生産された物品の指定) 第1条の <u>5</u>	(完全に生産された物品の指定) 第1条の <u>6</u>
71	(実質的な変更を加える加工又は製造の指定) 第1条の <u>6</u> (略) 非原産品 (一の国又は地域において生産された第1条の <u>5</u> に掲げる物品及び第1条の <u>6</u> に規定する加工又は製造がされた物品以外の物品) の単なる混合、(略)  (協定税率を適用する場合の原産地の認定基準) 68-3-5 (略) 令第4条の2第4項、規則第1条の <u>5</u> 及び規則第1条の <u>6</u> によるものとするが、これらの規定による用語の意義等については次による。 (1) (略) (2) 物品の生産が二国以上にわたる場合は、令第4条の2第4項第2号及び規則第1条の <u>6</u> の規定を適用して原産地を決定するが、この場合、実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為を行った最後の国を原産地とするものとする。 (3) 規則第1条の <u>5</u> 第6号から第8号に規定する「一の国又は地域の船舶」とは、当該一の国又は地域の旗を掲げて航行	(実質的な変更を加える加工又は製造の指定) 第1条の <u>7</u> (略) 非原産品 (一の国又は地域において生産された第1条の <u>6</u> に掲げる物品及び第1条の <u>7</u> に規定する加工又は製造がされた物品以外の物品) の単なる混合、(略)  (協定税率を適用する場合の原産地の認定基準) 68-3-5 (略) 令第4条の2第4項、規則第1条の <u>6</u> 及び規則第1条の <u>7</u> によるものとするが、これらの規定による用語の意義等については次による。 (1) (略) (2) 物品の生産が二国以上にわたる場合は、令第4条の2第4項第2号及び規則第1条の <u>7</u> の規定を適用して原産地を決定するが、この場合、実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為を行った最後の国を原産地とするものとする。 (3) 規則第1条の <u>6</u> 第6号から第8号に規定する「一の国又は地域の船舶」とは、当該一の国又は地域の旗を掲げて航行

	<p>する船舶とする。</p> <p>(4) 規則第1条の<u>6</u>に規定する「税関長が指定する加工又は製造」とは、次に掲げる製造とするものとする。</p>	<p>する船舶とする。</p> <p>(4) 規則第1条の<u>7</u>に規定する「税関長が指定する加工又は製造」とは、次に掲げる製造とするものとする。</p>
72	<p>(5) (略) 当該製造が令第1条の<u>6</u>に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）に該当するときは、当該製造は令第1条の<u>6</u>に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）とみなすものとする。</p>	<p>(5) (略) 当該製造が令第1条の<u>7</u>に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）に該当するときは、当該製造は令第1条の<u>7</u>に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）とみなすものとする。</p>

2. シンガポール税関における HS コードの一部変更に伴う改訂

改訂箇所：申請事務マニュアル P.25

5. 日シンガポール経済連携協定に基づくビール等4品目の輸出に係る特惠日本原産地証明書

改定内容：「(1) 対象商品」を以下のとおり改訂。

(改訂前)

品名		シンガポールの HS コード <sup>6</sup>	(参考) 日本の HS コード <sup>6</sup>
Stout & Porter		<u>2203.00.10</u>	2203.00.000
Beer & Ale		<u>2203.00.90</u>	
Medicated Samsoo	アルコール分 40%以下	2208.90.10	2208.90.129
	アルコール分 40%超	2208.90.20	
Other Samsoo	アルコール分 40%以下	2208.90.30	
	アルコール分 40%超	2208.90.40	

↓

(改訂後)

品名		シンガポールの HS コード <sup>6</sup>	(参考) 日本の HS コード <sup>6</sup>
Stout & Porter	<u>アルコール分 5.8%以下</u>	<u>2203.00.11</u>	2203.00.000
	<u>その他</u>	<u>2203.00.19</u>	
Beer & Ale	<u>アルコール分 5.8%以下</u>	<u>2203.00.91</u>	
	<u>その他</u>	<u>2203.00.99</u>	
Medicated Samsoo	アルコール分 40%以下	2208.90.10	2208.90.129
	アルコール分 40%超	2208.90.20	
Other Samsoo	アルコール分 40%以下	2208.90.30	
	アルコール分 40%超	2208.90.40	

※既に発給された特定原産地証明書で、古い HS コードが記載されている場合も、証明書自体は引き続き有効となりますが、今後、申請いただく際は、新しい HS コードをご記載いただきますよう、お願い申し上げます。

以上